

川崎市長選挙及び鎌倉市長選挙に関する事務の留意事項について

不在者投票の管理につきましては、日ごろから格別の御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査と同日(10月22日)に川崎市及び鎌倉市で市長選挙が執行されます。

両市長選挙で選挙権を有する方がいらっしゃる不在者投票施設においては次のとおりに事務処理をお願いします。

1 投票用紙等の請求について

(1) 川崎市及び鎌倉市に所在する施設

川崎市及び鎌倉市に所在する施設には、所在市からも不在者投票に係る諸用紙が送付されます。

県から送付される諸用紙には両市長選挙に係る請求の記載欄がありませんので、所在市に選挙権を有する方の請求については、所在市が送付する様式を用いてください。なお、所在市以外に選挙権を有する方の請求については、県の送付する様式を用いてください。(川崎市の施設で鎌倉市の選挙権を有する方については鎌倉市選挙管理委員会、鎌倉市の施設で川崎市の選挙権を有する方については川崎市選挙管理委員会にお問合せください。)

(2) それ以外の市町村に所在する施設

川崎市及び鎌倉市以外に所在する施設は、県の送付する様式を用いてください。なお、川崎市または鎌倉市に選挙権を有する方の場合は、当該の市選挙管理委員会(川崎市：044-200-3425、鎌倉市：0467-614-3874)にお問合せください。

2 川崎・鎌倉両市長選挙を行った場合の経費の請求について

(1) 不在者投票事務経費について

不在者投票事務経費は、国政選挙(衆議院議員小選挙区・衆議院議員比例代表・最高裁判所裁判官国民審査)分と当該市長選挙分をそれぞれの選挙管理委員会に請求してください。(国政選挙と市長選挙に投票した方が1人いる場合、県と当該市へそれぞれ753円を請求してください)。

(2) 外部立会人経費について

外部立会人経費は、すべて神奈川県に対して請求してください。川崎市長選挙または鎌倉市長選挙を同時に行った場合でも、同様です。

問合せ先

森

TEL (045) 210-1111(代表)

内線3179～3182